

狛江市女性行動計画 2001

こまえ男女平等推進プラン

平成 13 年 3 月

◇ は じ め に ◇

狛江市では、1994（平成6）年に「狛江市女性行動計画～男女共生社会をめざして～」を策定しました。そして、女性施策担当職員で組織する「女性行動計画推進会議」と、管理職で組織する「女性行動計画推進本部」の二つの方向から、女性施策の具体的な推進を図り、女性問題の解決に努力してきました。

この間、国においては女性関係施策の取り組み状況や、女性をめぐる環境の変化などに対応するため、1999（平成11）年4月「男女雇用機会均等法」「労働基準法」や「育児・介護休業法」の改正が、同年6月には「男女共同参画社会基本法」が施行され、東京都も2000（平成12）年3月に「男女平等参画基本条例」を新たに制定しました。そして狛江市では、現行動計画が2001（平成13）年までに終了するため、公募の市民7人を含む13名の委員による「狛江市女性行動計画改定委員会」を設置し、このほど「狛江市女性行動計画2001～こまえ男女平等推進プラン～」が新たに策定されました。

21世紀を迎え、女性も男性も共に等しく生き、一人ひとりが尊重される社会の実現に向けて、市民の皆様と連携を深めながら本計画を推進してまいります。

おわりに、計画策定にあたって市民意識調査にご協力いただきました皆様、市民説明会でご意見をいただきました皆様、そしてご審議いただきました女性行動計画改定委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成13年3月

狛江市長 矢 野 裕

目 次

I	策定の趣旨	1
1	背景と意義	1
2	計画期間	2
3	各種計画との関連	2
4	計画策定の方法	3
II	男女平等参画社会をめぐる動向	5
1	世界の動き	5
2	日本の動き	6
3	東京都の動き	7
4	狛江市のこれまでの取り組み	8
5	狛江市を取り巻く社会動向	9
III	狛江市における男女平等の現状	14
1	政策・方針決定過程への女性参画	14
2	生涯学習、地域活動における状況	16
3	男女平等意識の現状	17
4	育児・介護における状況	18
5	女性の健康・人権をめぐる状況	19
6	国際交流、平和貢献における状況	21
IV	狛江市の課題	22
V	基本理念	24

VI 市・事業者・市民の責務	25
VII 男女平等推進施策	26
1 男女平等意識の確立	28
2 女性の人権の確保	32
3 政策方針決定過程への女性の参画	37
4 就労環境の整備	39
5 育児・介護を支える環境の充実	43
6 推進体制の強化	48
VIII 事業一覧	51
IX 参考資料	62
1 女性行動計画改定委員会	62
2 計画改定の経過	63
3 「男女平等」に関するあゆみ	64
4 用語の説明	67

本計画書中に ※ が付いている名称や文章については、
「IX参考資料 4用語の解説」に説明があります。

I 策定の趣旨

1 背景と意義

21 世紀を迎え、女性と男性が自立した個人として互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野で平等に参画する社会を実現していくことは、重要な課題です。

20 世紀後半になって、法律・制度を中心に男女平等の実現に向けて、さまざまな取り組みが進められてきました。1999（平成 11）年 4 月には、「改正男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」が施行され、男女平等の施策についてもそれまでの女性のみを対象とした施策から、男女を対象とする施策へと変わりつつあります。最近では、女性に対する暴力の問題も取り上げられ、対応策が考えられるようになってきました。しかし、私たちをとりまく家庭や地域、職場、社会にはまだ多くの性による差別や偏見が残っております。とくに社会の慣習や通念、意識の面では男女平等に向けて継続的な努力が必要です。

1999（平成 11）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、同法第 14 条の 3 で市町村は、当該区域における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定されています。また、2000（平成 12）年 4 月には「東京都男女平等参画基本条例」が施行され、セクシュアル・ハラスメント※や家庭内等における女性に対する暴力行為が禁止されました。

狛江市では、「狛江市基本計画」の中で「男女共同参画の社会づくり」をあげています。1986（昭和 61）年 12 月には「狛江市婦人行動計画」、1994（平成 6）年 3 月に「狛江市女性行動計画」を策定し、「男女の本質的な平等の実現」に向けた施策を推進してきました。しかし近年、男女をめぐる状況は大きく変化しており、「女性」に対する施策というより、ジェンダー※の視点で「本質的な男女平等参画社会」を推進する新しい施策の展開が必要になっています。そこで狛江市では、男女の人権が尊重され、あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会の実現に向けた「狛江市女性行動計画 2001 ～こまえ男女平等推進プラン～」を策定いたします。

2 計画期間

本計画は、狛江市総合計画との整合性を図るため、2001（平成13）年度を初年度とし、2005（平成17）年度を目標年度とする5か年計画とします。

ただし、社会が急激に変化し、市の現状と計画内容が著しくかけ離れた場合は、必要に応じて計画内容を見直します。

3 各種計画との関連

本計画は、以下の法律・条例や各種計画との整合性を図り、策定します。

- 男女共同参画社会基本法（国）
- 男女共同参画基本計画（国）
- 東京都男女平等参画基本条例（東京都）
- 東京都男女平等参画行動計画（東京都）
- 狛江市第3次基本計画（狛江市）
- 狛江市地域福祉計画（狛江市）

4 計画策定の方法

計画策定にあたっては、市の基本方針である市民と行政が一体となった「市民参加のまちづくり」を実現するため、市民の意見・意向を計画に反映させる体制で進めました。

(1) 計画改定委員会での検討

2000（平成12）年5月に一般公募により選出された市民代表7人、学識経験者2人、教育関係者1人、市職員3人の計13人から成る「狛江市女性行動計画改定委員会」（以下、本計画書では「委員会」という）を市長の諮問機関として設置しました。委員会は自主勉強会を含む全9回の検討を重ね、市民説明会からの意見も勘案しながら2001（平成13）年3月、答申するに至りました。

なお、委員会は公開とし、毎回、市民の方が傍聴されました。

(2) 市民説明会の開催

市民の男女平等社会への理解と意識啓発を図るため、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年3月にかけて計3回の市民説明会を開催し、のべ約30人の市民に参加していただきました。ここで出された意見は委員会に報告、検討しました。

(3) 市民意識調査の実施

市民の意見・意向と市の現状を把握し、本計画の基礎資料とする目的で2000（平成12）年に「狛江市 男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、本計画書では「市民意識調査」という）を実施しました。

対象地域	狛江市全域
対象者	市内に居住する18歳以上の市民
調査手法	対象者を住民基本台帳から無作為抽出し、集団の全体を推測するサンプル調査
標本数	1,500人
実施方法	郵送による配付及び回収
調査期間	2000（平成12）年5月19日～6月2日
回収数	758票（回収率 50.5%）

(4) 策定経過の報告

市民の男女平等社会への理解と意識啓発を図るため、市民意識調査の要約版、市民説明会の概要、委員会の検討概要などを、「広報こまえ」に掲載しました。

なお、市民意識調査の要約版は市民生活課の窓口で配布しました。

(5) 庁内体制の強化

庁内では1994（平成6）年度に女性施策関連各課から成る「女性行動計画推進会議」を設置し、全庁的な計画推進を図ってきました。加えて、1999（平成11）年度からは同会議の上部組織として「狛江市女性行動計画推進本部」を設置し、庁内連携の緊密化と計画推進の強化を図っています。

II 男女平等参画社会をめぐる動向

1 世界の動き

1945（昭和20）年に発足した国際連合は翌年「婦人の地位委員会」を設置しました。1948（昭和23）年には基本的人権の尊重を原則とする「世界人権宣言」を採択し、人権保障の国際標準を示すとともに、女性問題について国際的な活動を開始しました。

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、メキシコ・シティで開催された「第1回国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択しました。また、国連総会で1985（昭和60）年までを「国連婦人の十年」とし、本格的な男女平等社会の形成に向けた取り組みを始めました。

その後、3回の世界女性会議を開き、2000（平成12）年6月には、国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）を開催しました。女性2000年会議では、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに第4回世界女性会議（北京）で採択した「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価と、男女平等社会を実現するための更なる行動の検討を行い、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する宣言として「更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択しました。参加国は世界の共通認識のもと、女性の人権保障に向けた活発な活動を行っています。1975（昭和50）年以降の主な動きは、下表のとおりです。

西暦	年号	主な動き
1975年	昭和50年	第1回国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）開催
1979	昭和54年	国連「女子差別撤廃条約」採択
1980	昭和55年	第2回世界女性会議（コペンハーゲン）開催
1981	昭和56年	国際労働機関（ILO）「家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約（156号条約）」採択
1985	昭和60年	第3回世界女性会議（ナイロビ）開催。「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1993	平成5年	国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994	平成6年	国際人口開発会議にて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」発表
1995	平成7年	第4回世界女性会議（北京）開催。「北京宣言」と「行動綱領」採択
1999	平成11年	国連「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択
2000	平成12年	女性2000年会議（ニューヨーク）開催

2 日本の動き

国は1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定し、1987（昭和62）年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、1996（平成8）年に「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。1985（昭和60）年には、国内法の整備を経て「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、1999（平成11）年6月、「男女共同参画社会基本法」（以下、本計画書では「基本法」という）を公布、施行しました。

政府は、基本法第13条で、男女共同参画社会の形成の促進に関する「男女共同参画基本計画」を策定することを義務付けられています。これに基づき、政府は2000（平成12）年12月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。同第14条では都道府県に「都道府県男女共同参画基本計画」策定を義務付けるとともに、市町村にも「市町村男女共同参画計画」策定に向けて努力するよう求めています。

この間の主な動きは、下表のとおりです。

西暦	年号	主な動き
1977年	昭和52年	「国内行動計画」策定
1981	昭和56年	「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」策定
1985	昭和60年	「女子差別撤廃条約 [*] 」批准
1987	昭和62年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1991	平成3年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定
1995	平成7年	「ILO156号条約」批准
1996	平成8年	「男女共同参画2000年プラン」策定
1999	平成11年	・男女雇用機会均等法、労働基準法、改正育児・介護休業法の改正 ・男女共同参画社会基本法 施行
2000	平成12年	「男女共同参画基本計画」策定

3 東京都の動き

東京都は1975(昭和50)年の「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択以降、世界と国の動きに合わせて行動しています。

1991(平成3)年の「東京都男女平等推進会議」の設置などを経て、2000(平成12)年4月に「東京都男女平等参画基本条例」を施行し、さらに「東京都男女平等参画行動計画」を策定中です。

この間の主な動きは下表のとおりです。

西暦	年号	主な動き
1975 年	昭和 50 年	「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択
1976	昭和 51 年	「婦人問題総合窓口」開設
1977	昭和 52 年	「東京都婦人関係行政推進協議会及び東京都婦人問題会議」設置
1978	昭和 53 年	「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定
1979	昭和 54 年	「東京都婦人情報センター」開設
1980	昭和 55 年	「'80 東京女性会議」開催
1981	昭和 56 年	「東京都婦人問題協議会」設置
1983	昭和 58 年	「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン－」策定
1991	平成 3 年	・「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン－」策定 ・「東京都男女平等推進会議」設置
1995	平成 7 年	「東京ウィメンズプラザ」開館
1998	平成 10 年	「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン－」策定
2000	平成 12 年	「東京都男女平等参画基本条例」施行

4 狛江市のこれまでの取り組み

狛江市においては、社会教育事業の中で 1971（昭和 46）年から女性問題の視点に立った事業を展開しており、女性史講座の実施、婦人学級の開設、母と子のセミナーの開設など、現在に至るまで一貫した取り組みを行っています。

1986（昭和 61）年に“男女の本質的平等の実現”を基本理念とする「狛江市婦人行動計画」を策定し、その後、女性フォーラムの開催などに取り組んでいます。1994（平成 6）年には、新たな時代に対応した施策を推進すべく「狛江市女性行動計画～男女共生社会をめざして～」を策定し、2000（平成 12）年度までの女性施策の推進を図ってきましたが、男女平等への理解は十分に浸透するまでには至っていません。今後も一層積極的な取り組みが必要です。

この間の主な動きは、下表のとおりです。

西暦	年号	主な動き
1971 年	昭和 46 年	社会教育事業の中で女性問題学習に取り組み始める
1978	昭和 53 年	公民館にて、「女性の悩みごと相談」 実施
1985	昭和 60 年	狛江市婦人問題協議会 設置
1986	昭和 61 年	・「男女平等に関する市民の行動と意識」調査 実施 ・狛江市婦人問題協議会報告-男女平等をめざして- ・狛江市婦人行動計画 策定
1989	平成 元年	狛江市女性関係事業庁内推進会議 設置
1992	平成 4 年	第 1 回狛江市女性フォーラム開催
1993	平成 5 年	「男女平等に関する狛江市民意識調査」実施
1994	平成 6 年	狛江市女性行動計画策定。女性行動計画推進会議 設置
1997	平成 9 年	男女平等理解のための職員研修会開催
1999	平成 11 年	・女性行動計画推進本部 設置 ・狛江市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則施行
2000	平成 12 年	・狛江市職員旧姓使用取扱要綱施行 ・「男女共同参画に関する狛江市民意識調査」実施 ・「男女共同参画に関する職員意識調査」実施

5 狛江市を取り巻く社会動向

狛江市における人口、世帯、労働、子ども、高齢者といった女性の社会参加に関連する主な項目を、経年変化により整理し、将来予測を行います。

(1) 人口における女性比率の増加

狛江市は東京のベッドタウンとして人口が増え続け、2000（平成12）年5月1日現在の人口は73,829人となっており、この20年間で約3,000人（4.2%）増加しています。しかしながら今後は、近年の少子化などに伴い、ここ数年をピークに緩やかながら次第に減少していくと予測しています。

このような動向の中、女性の比率は徐々に伸びています。平均寿命などを考え合わせると、これからも総人口に対する女性の比率は伸びると考えられます。

表1 狛江市の人口推移（人）

項目	1980年 (昭和55年)	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)
総人口	70,836	73,784	74,189	74,656	73,829
女性	34,123	35,619	36,059	36,909	36,867
男性	36,713	38,165	38,130	37,747	36,962
女性比率(%)	48.2	48.3	48.6	49.4	49.9

(資料) 国勢調査報告 (S55～H7)、住民基本台帳 (H12.5.1現在)

表2 狛江市の将来人口予測値（人）

項目	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)
総人口	73,833	72,002	67,768
女性	37,709	37,342	35,962
男性	36,124	34,660	31,806
女性比率(%)	51.1	51.9	53.1

(資料) 狛江市人口推計報告書

(2) 世帯状況の変動

転入人口の増加、増加する宅地開発などの要因から、世帯総数は伸びています。その内訳として、単独世帯数と核家族世帯数が増加している反面、その他親族世帯数（いわゆる三世帯同居）は減少しています。その結果、一世帯当たりの人員は徐々に減少しています。将来予測では人口減少に伴って世帯総数・単独世帯数とも緩やかに減少する見込です。しかし、それとは対照的に世帯総数および単独世帯数における 65 歳以上のいる世帯数および 65 歳以上単独世帯数の割合は、これからも増えるものと考えられます。

以上のことから、人口の減少に加え、一層進展する少子高齢社会では、介護の問題と併せて、就労と介護の両立の問題がさらに重要な課題となることが予想されます。

表3 世帯数の推移(世帯)

項目		1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	増減率 S60/H7 (%)
世帯総数		28,710	30,034	33,189	15.6
内訳	核家族世帯数	16,104	16,593	17,528	8.8
	その他親族世帯数	2,310	2,288	1,962	-15.1
	単独世帯数	10,225	11,056	13,596	33.0
	非親族世帯数	71	97	103	33.0
一世帯当たり人員		2.55	2.43	2.23	-12.5
65 歳以上のいる世帯数		4,063	5,036	6,541	61.0

(資料) 国勢調査報告、狛江市地域福祉計画 高齢者プラン編

表4 総世帯数および 65 歳以上世帯数の予測値 (世帯)

項目	2005 (平成 17) 年	2010 (平成 22) 年	2020 (平成 32) 年
世帯総数	32,070	31,269	29,324
65 歳以上のいる世帯数 (構成比 %)	7,688 (24.0)	8,444 (27.0)	8,663 (29.5)

表5 単独世帯数および 65 歳以上単独世帯数の予測値 (世帯)

項目	2005 (平成 17) 年	2010 (平成 22) 年	2020 (平成 32) 年
単独世帯数	11,734	11,036	10,435
65 歳以上単独世帯数 (構成比 %)	2,301 (19.6)	2,591 (23.5)	2,690 (25.8)

(資料) 表 4～5 狛江市人口推計報告書

(3) 増える女性の労働力人口

労働力状態別人口の推移をみると、この10年間で「主に仕事」をしている女性が、男性に比べて大きく増加しました。「家事のほか仕事」をしている女性は一時減少しましたが、再び増加傾向にあります。「通学の傍ら仕事」をしている女性は、男性に比べて少ないですが、伸び率は大きく増加しています。

表6 労働力状態別人口＜主に仕事＞（人）

項目	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	増減率 S60/H7 (%)
女性	7,668	9,524	10,117	31.9
男性	22,009	22,924	22,928	4.2

表7 労働力状態別人口＜家事のほか仕事＞（人）

項目	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	増減率 S60/H7 (%)
女性	4,446	3,959	4,452	0.1
男性	69	111	206	198.6

表8 労働力状態別人口＜通学の傍ら仕事＞（人）

項目	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	増減率 S60/H7 (%)
女性	309	375	559	80.9
男性	867	987	956	10.3

(資料) 表6～8 国勢調査報告

(4) 減少する子どもの数

狛江市の子どもの数は年々減少しており、2000（平成 12）年の年少人口比率（総人口における 15 歳未満人口の比率）は 11.1%となっています。さらに、将来予測においても減少は続くとされています。児童および生徒数の減少から、今、一部の小・中学校の統廃合を進めています。

次世代を担う子どもの健全育成が市政にとって一層重要な課題となり、家庭と地域、行政がともに健全育成における主体となることが大切です。特に学校教育における指導者の資質と意識が問われる時代となります。

表9 0～4 歳人口の推移（人）

項目	1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)
女性	1,804	1,420	1,359	1,369
男性	1,926	1,513	1,435	1,427

表10 5～9 歳人口の推移（人）

項目	1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)
女性	1,896	1,560	1,314	1,339
男性	2,074	1,758	1,395	1,319

表11 10～14 歳人口の推移（人）

項目	1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)
女性	2,573	1,873	1,662	1,339
男性	2,643	1,967	1,528	1,442

（資料）表 9～11 国勢調査報告（S60～H7）、住民基本台帳（H12.5.1 現在）

表12 就学前、小・中学校児童および生徒数の予測値（人）

項目	2005（平成 17）年			2010（平成 22）年			2020（平成 32）年		
	就学前	小学校	中学校	就学前	小学校	中学校	就学前	小学校	中学校
総人数	4,101	3,537	1,496	3,673	3,709	1,951	2,926	2,917	1,738
女性	1,996	1,744	759	1,787	1,842	977	1,424	1,449	871
男性	2,105	1,793	737	1,886	1,867	974	1,502	1,468	867

（資料）狛江市人口推計報告書

(5) 高齢化の進展と要援護者数の推移

我が国の人口は、出生率の低下の影響から、2007（平成 19）年をピークに減少を始めます。しかし、長寿化傾向は変わらず、その結果、15 年後（2015 年）には人口の 4 人に 1 人が高齢者になると予測されています。

狛江市は、国や東京都に比べて高齢化率は低いのですが、狛江市が属する東京圏は、急速に高齢化が進展すると思われます。

要援護者（要支援・要介護）数は、高齢者数の増加より少し早いペースで増加することと予測しており、平成 16 年には、高齢者の 7 人に 1 人が支援または介護が必要となります。

表13 高齢化率の推移（％）

項目	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)
狛江市	9.1	12.1	15.2	18.7	21.5	24.0
東京都	10.5	13.0	15.9	18.8	22.8	26.5
国	12.1	14.6	17.2	19.6	22.0	25.2

（資料）狛江市人口推計報告書、国立社会保障・人口問題研究所（平成 9 年 5 月推計）

表14 狛江市の要援護者の推移（人）

項目	2000 年 (平成 12 年)	2001 年 (平成 13 年)	2002 年 (平成 14 年)	2003 年 (平成 15 年)	2004 年 (平成 16 年)
高齢者人口	11,302	11,887	12,405	12,908	13,337
要援護者数	1,508	1,595	1,686	1,773	1,855
（内訳）施設	319	342	364	387	413
居宅	1,189	1,253	1,322	1,386	1,442

（資料）狛江市地域福祉計画 高齢者プラン編

Ⅲ 狛江市における男女平等の現状 (女性施策と市民意識)

狛江市で実施されている施策・事業の状況、市民意識調査の結果、市民説明会からの意見、他の機関が実施した調査結果により、現状を整理します。

1 政策・方針決定過程への女性参画

(1) 政治分野における女性参画

日本の国会議員に占める女性議員の割合は、衆議院 5.0%、参議院 17.1% (平成 12 年 4 月現在) となっています。女性議員は近年増加しているものの、世界的にみると低い水準です。

狛江市議会の女性議員は、2000 (平成 12) 年 7 月現在で 26.1% (23 人中、6 人) となっています。これは全国的な市議会の女性議員の割合 9.8% を大幅に上回っており、政治分野における女性の参画は他自治体より進んでいるといえます。しかし、男女平等にはほど遠い状況です。

市民意識調査で、市の政策に「女性の意見が反映されているか」を聞いたところ、「反映されている」(37.7%)、「反映されていない」(39.4%) と意見が分かれています。選挙における投票率でみると、女性の投票率が男性に比べ高い傾向が見受けられることから、女性の政治に対する意識が高いことがうかがわれます。

(2) 行政分野における女性参画

狛江市の設置する委員会 (審議会・協議会等含む) における女性委員の割合は 35.2% (270 人中 95 人・平成 12 年 7 月現在) です。全委員会の中で女性委員を含んでいる委員会の比率は 74% で、女性が一人もいない委員会は 7 委員会、一方、女性だけの委員会は 2 委員会となっています。全体的に都市整備や産業振興に関する分野に女性の参画が進んでいません。

委嘱委員における女性の割合は 62.5%（112 人中、70 人）です。女性が一人もいないのは監査委員、一方、女性のみは知的障害者相談員と友愛訪問員となっており、全体的に福祉と教育分野での参加が目立ちます。

市職員については、全職員数における女性の割合は 43.4%（平成 12 年 4 月現在）で、ここ数年、女性職員数が増加しています。年齢別にみると 45 歳までは 6：4 と女性の比率が高く、46 歳以上は 3：7 と男性の比率が高くなっています。これを役職別でみると、職級が上がるにつれて女性の割合は減少し、女性管理職の割合は 2.8%（71 人中、2 人）となっており、都道府県本庁 3.4%や政令指定都市本庁 2.9%と比べると若干低くなっています。以上のように、狛江市では一般行政職への女性採用が進む一方、管理職への登用は進んでいないのが現状です。さらに、現在の女性管理職者が退職した後、しばらくは女性の管理職がいない状態になることが予想されます。

（３） 学校教育の場における女性参画

狛江市立の小中学校の校長・教頭の中で女性の割合は、小学校の校長 8 人中 2 人（25%）、小学校の教頭 8 人中 2 人（25%）、中学校の校長 4 人中 0 人（0%）、中学校の教頭 4 人中 0 人（0%）です。（平成 12 年 4 月現在）

東京都下 27 市の小中学校の校長・教頭の中で女性の割合は、小学校の校長 21%、小学校の教頭 25%、中学校の校長 8%、中学校の教頭 7%です。（平成 12 年 4 月現在）

最終的には男女同数となるべき分野であり、現状は理想にはほど遠いものといえます。

（４） 市と市民の連携の必要性

市内で活動する女性団体は多く、市民同士の交流も行われています。市はこれまでの課題である女性団体のネットワーク化を進めるにあたり、時代のニーズに合わせた方法を検討するため、市民・市民団体との連携を深める努力が期待されています。

2 生涯学習、地域活動における状況

(1) 生涯学習内容の検討の必要性

女性フォーラムの市民委員公募や公民館による女性問題講座の開催、およびさまざまな自主グループ活動が行われています。しかし、参加者の広がりという面については課題があります。

今後は、女性問題の解決を目指す学習内容の吟味と同時に、学習事業での保育の実施などの環境整備を行い、より多くの市民が参加しやすい実施方法を検討する必要があります。

(2) 地域活動への参加状況

市では、講座の開催、活動拠点となる公民館や地域センターへの市民参加、学校施設の開放など、地域活動の活性化に向けた支援を行っています。

市民意識調査では、地域社会の基礎となる「地域活動やボランティア活動への参加」が、男女を問わずあらゆる分野で消極的なことがわかります。参加しない理由については、障害も「特にない」けれども、「参加していない」人が多いことでもわかります。また、共働きをしている人の方が地域活動には積極的なようです。

今後は、地域活動の活性化に向けた市民の参加、特に、男性の地域活動への参加を促すことを配慮する必要があります。

3 男女平等意識の現状

(1) 男性優位の意識

市民意識調査によれば、狛江市民は「社会通念・慣習」の分野を筆頭に、現在の社会は「男性に優位な社会」(82.8%)と考えています。市民説明会でも同様な意見がありました。2000(平成12)年に実施された国の世論調査の「男性に優位な社会」(76.7%)と比べると、狛江市民の方がこの傾向が若干、強いようです。

学校教育の場においても、男子生徒が女子生徒より常に先に扱われることは、男性優位意識の形成に少なからず影響を与えるものと思われます。市内での混合名簿の実施状況は、小学校8校中2校(25%)、中学校4校中0校(0%)です。(平成12年12月現在)混合名簿の完全実施によって事態の改善を図ることが必要です。

市では、公民館での講座をはじめとする社会教育事業や女性フォーラムによる市民を対象とした意識啓発を進めており、その成果が徐々に浸透しているものの、依然として男性優位の意識があることから、今後の施策や事業内容を再検討する必要があります。

(2) 学校や家庭での少ない男性参加

市民意識調査では、家庭、学校教育、法律・制度においては、「ある程度平等になっている」と感じている人が多いようですが、「家事・育児や介護への男性参加」はまだ少なく、特に「介護」に対する男性の意識は低いようです。

市では、広報や情報提供による意識啓発をはじめ、男性も参加できる育児教室の実施、教員・職員の人権意識に対する研修などを行っていますが、今後、より一層の充実を図る必要があります。

(3) 職場での性差別意識

国は労働関係の法律を改正^{*}し、雇用・労働に関する性別による不当な差別を禁止しましたが、それが全ての事業者に浸透していないのが実状です。市民意識調査でも、「特に差別はない」と感じている人が多くなった一方、「採用や昇格な

どで差別はある」とする人が多いのも現状です。この改善を進めるためには「男性の理解」が最も必要です。男性の意識改革が必要なことは言うまでもありません。

市では、国や関係機関が作成しているパンフレットの提供による制度の認知や職業相談といった女性の就労支援を行っています。しかし、労働については、あくまでも事業主と被雇用者との契約に基づくため、行政として積極的な施策は進めていませんでした。今後は、法律の遵守と性差別意識の撤廃という視点から、より積極的な施策や事業推進が求められます。

4 育児・介護における状況

(1) 意識の変化

市民意識調査では、「育児や子どものしつけ・教育は母親と父親の両方で行うもの」との意識が高くなっています。しかし、実際は「平日に男性が子どもと接する」時間は少なく、子どもと接するのは「休日」に限られており、現実には育児参加がまだ少ないようです。また、子どもの健全育成には「家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体で取り組むべきもの」という考えに賛成する人が多くなっています。

市では、子どもの健全育成の環境づくりに向けて、地域との連携による開かれた学校づくりや地域活動の活性化を支援しています。今後は、男性の育児や介護意識の啓発や地域で支え合う意識の醸成が必要です。

(2) 「育児」と社会的支援

就労において、育児との両立が女性の社会進出を妨げる最大の障害であり、それを是正するため1999（平成11）年に施行された育児・介護休業制度は、ほとんど浸透していないようです。また、女性が学習事業に参加するための保育などの支援も充分とはいえません。市民意識調査では、育児環境については「就労形態の配慮」や「ニーズに合わせた多様な保育サービスの充実」、「経済的援助」など、世の中全体の育児に対する配慮と一層の社会的支援を求めています。

市は、狛江市基本計画の中で「次代を担う児童・青少年の健全育成と子育ての環境づくり」を重点課題の1つとして取り組んでおり、保育ニーズに対応した保育内容と施設の充実を進めています。また、事業主や市民に向けた法制度の認知と活用、生涯学習事業における保育の充実、男性の意識啓発なども必要です。

(3) 介護と男性の意識欠如

国は、2000（平成12）年4月から新しい社会保障制度として「介護保険」を施行しました。これによって家族介護が中心だった狛江市でも、介護保険サービスを利用した社会福祉・地域福祉を望む人が多くなりました。しかし、介護は主に女性が担っている現実があり、また、それが社会進出における大きな障害となっています。そして、市民意識調査からも「介護は女性の役割」という意識が根強いことがうかがえます。

市では、狛江市基本計画における重点課題の一つとして「活力ある高齢社会の実現と円滑な介護保険の実施」の中で、介護保険の適正な運営と福祉サービスの充実を進めています。今後は、男女平等という視点から、福祉における男性進出の促進を図ることが必要です。

5 女性の健康・人権をめぐる状況

(1) 女性の意識の変化

妊娠・出産は女性特有のものです。これを社会全体で支援するため、労働における保護規定の遵守、生活習慣病や各種がんの早期発見など、保健事業の充実を図っています。しかし、最近、我が国では、若年層に増加する性感染症や20歳代女性の喫煙率が高まり、母子感染、低体重児の出生や早産、自然流産、周産期死亡の危険性が高まっています。

市民意識調査では、「日常の健康管理」、「妊娠・出産」に関することに不安を抱いている人が多いことから、保健事業として行っている個別健康教育、健康相談の充実、流行する病気や疾病予防のための素早い情報提供、医療体制の強化、企業の健康組合での定期健康診査受診の促進などが必要となります。また、喫煙の影響や人権教育のあり方など、幼い年代からの正しい知識の普及も必要です。

(2) 女性の人権を侵害する暴力や犯罪

近年、女性の人権を侵害する暴力や犯罪として問題となっているのが、ドメスティック・バイオレンス※（親密な男性からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為※（つきまとい）です。特にドメスティック・バイオレンスは、これまで当事者間の問題として捉えられ、犯罪としての意識が薄く、暴力を受けても訴えない場合が多いのが特徴です。

市民意識調査でも、女性の4.4人に1人は何らかの暴力を受けたことがあり、また、暴力を受けた際も身近で親身になってくれる「両親・親族」や「友人・知人」などに相談する場合が多く、「裁判所・弁護士・警察」、「公的な機関など」、「医師・カウンセラー」に相談した人は少数という結果です。さらに、「相談しても無駄」、「相談する程ではない」という理由で相談しなかった人が多いことを見ても、潜在的な被害はこれ以上と考えられます。これは国の調査でも同様な傾向が見られます。

市では、市民を対象とした「人権身の上相談」や「法律相談」を行っています。このほか母子女性相談員も常勤しており、必要に応じて都と連携した救済措置を行っています。今後は、最も必要となる法律の整備や取り締まりの強化を国や都などに要望することをはじめ、自治会や関係機関との協力、広報やシンポジウムの開催など、暴力という人権侵害の防止に向けた多様な施策展開を図る必要があります。

(3) 新たな犯罪手段への対応

国の調査によると、有害情報と接触した経験を持つ人は、インターネット利用者の約7割近くにおよび、その内容は「わいせつ物」が圧倒的に多くなっています。また、わいせつ物頒布等罪の件数は、大幅に増えており、インターネットによるものが半数以上です。

市民意識調査では、「犯罪の取り締まり強化」、「女性担当者を増加し被害を届け易く」、「被害女性の相談所や保護施設の整備」が犯罪対策として挙げられました。また、女性は「メディアの過激な表現の規制」と「有害図書・ビデオの販売等を制限」を強く望んでいます。市では、関係機関と連携をとりながら被害にあった女性への支援を行っています。今後は女性の人権を侵害する犯罪に対する取り組みと同様に、あらゆる事業を展開する必要があります。

6 国際交流、平和貢献における状況

女性問題の世界的な動向を把握するために、各種団体との情報交換や市内外国人との異文化交流を図ってきました。過去には、東京都が実施した女性の海外派遣に市民が参加した例もあります。今後は、男女平等という視点を明確にし、事業の再検討が必要となります。

IV 狛江市の課題

狛江市および社会の状況に基づき、狛江市における課題を挙げます。

課題1 男女平等意識

家庭・職場・地域・行政において、また、教育・保育・介護など、あらゆる場面で既存の性別による固定的な役割意識を撤廃することが必要となります。

子どもから高齢者まであらゆる世代において、人権尊重と男女平等意識の定着が急務の課題です。例えば学校教育の場に混合名簿を導入することが当面の目標といえます。

市・事業者・市民は男女平等を推進し、積極的な連携を図ることが求められています。

課題2 女性の人権

女性の人権を守るためには、女性に対する暴力は人権侵害かつ犯罪であることを社会的に認知させる必要があります。狛江市においてもこのことは緊急の課題となっています。高度情報化社会が進展し、新たな人権侵害が生まれる可能性もあり、人権を侵害された人へのきめ細かいケアが求められています。

さらに、女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し、お互いの人権を尊重する意識を育てることが大切です。特に女性は妊娠・出産をはじめとして自分の身体にかかわることを自己決定する権利を有し、それを尊重するという考え方（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]）を浸透させる必要があります。

課題3 政策方針決定過程への女性の参画

政治分野、行政分野、市民活動などにおける女性参画の状況は、まだ十分とはいえません。あらゆる場面での方針決定過程への女性の参画が求められます。

市のすべての審議会・委員会などにおいては、積極的に女性を登用し、最終的には男女対等な人員構成を目指す必要があります。

課題4 就労環境

女性の労働人口は今後も増加する見通しです。しかしながら、働く上での条件整備は十分ではありません。性別に関係なく、自己の意思と責任により選択できる就労環境の整備が必要であり、加えて、労働者自身にも権利意識の浸透が不可欠です。

「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」といった法律の改正後も男女格差の是正に目立った成果は見られません。事業者には、女性労働者の能力発揮を促進し、職域拡大のための積極的取り組み（ポジティブ・アクション※）が求められています。

市には、関係機関と連携した事業者への支援や指導などの積極的な事業推進が求められています。

課題5 育児・介護

保育所への待機児童の解消は、いまだ達成されていません。これからの高齢者世帯と要援護者（要支援・要介護）の増加や女性の社会進出に対応して、保育・介護サービスの充実と地域で支え合う福祉を進めるためのまちづくりを展開する必要があります。保育・介護における男性の責任の自覚と、地域活動への積極的な参加が求められています。

事業者には男女労働者が育児・介護を行いやすくするための配慮が求められています。市には生涯学習による意識啓発をはじめ、人材の確保、保育・介護サービスの充実に関わる総合的な施策の推進が求められています。

課題6 計画推進・行政の体制

あらゆる事業推進において男女平等の視点が必要です。まず、男女平等を推進する専門の部署を設置し、女性の管理職の人数を増やし、全職員への男女平等に対する人権意識の研修も必要です。市が設置する審議会や委員会において、女性が登用される分野に偏りがないようにするなど、現状では問題が山積しています。

保育・教育・保健・介護・行政に携わる全ての人が男女平等の視点を持ち、事業の再検討を図る必要があります。市には、従来のやり方を見直し、積極的に施策を推進することが求められています。

V 基本理念

男女平等社会は、人権尊重をその基盤とします。その意味で、男女平等の実現は、地域社会の形成において最優先の課題です。少子高齢社会の一層の進行、個人や家族の変化、経済の構造変化、高度情報通信社会の進展、国際的取り組みの進展といった環境の変化に対応しながら、女性・男性ともに仕事と家庭、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築くことが、最も大切です。

これらの視点に基づき、女性も男性も平等で一人一人が尊重される社会の実現に向けて、次の考えを施策推進の基本とします。

- 1. 女性が性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を進め、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会**
- 2. 女性も男性も、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会**
- 3. 女性も男性も共に労働の権利を保障され、子の養育、家族の介護など家庭的責任を両性で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な役割を強制されることなく、責任を分かち合う社会**
- 4. 女性が、政治、経済、その他の社会生活において、あらゆる活動に男性と平等な立場で参画する社会**
- 5. 女性の生涯にわたる性と健康の権利を確立し、保障する社会**

Ⅵ 市・事業者・市民の責務

本計画の施策を推進するため、狛江市における市・事業者・市民のそれぞれの責務を、次の通りとします。

◆◇市の責務◇◆

市は、男女平等を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることを、その責務とします。そのため、条例を制定し、すべての市民、事業者および職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施に当たっては、市民、事業者等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

◆◇事業者の責務◇◆

事業者は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女平等の推進に努めることを、その責務とします。事業者は、市が行う男女平等施策に協力するよう努めなければなりません。

◆◇市民の責務◇◆

市民は、男女平等社会についての理解を深め、自ら男女平等の推進に努めることを、その責務とします。市民は、市が行う男女平等施策に積極的に関わり、協力し、見守るよう努めなければなりません。

VII 男女平等推進施策

基本理念とそれぞれの責務に基づき、狛江市の課題の解決に向け、総合的な男女平等施策を定めるとともに、計画期間における努力目標を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

市・事業者・市民は、それぞれの立場において努力し、お互いに研鑽し合いながら、この目標達成に努めます。

【施策の大綱】

1 男女平等意識の確立

2 女性の人権の確保

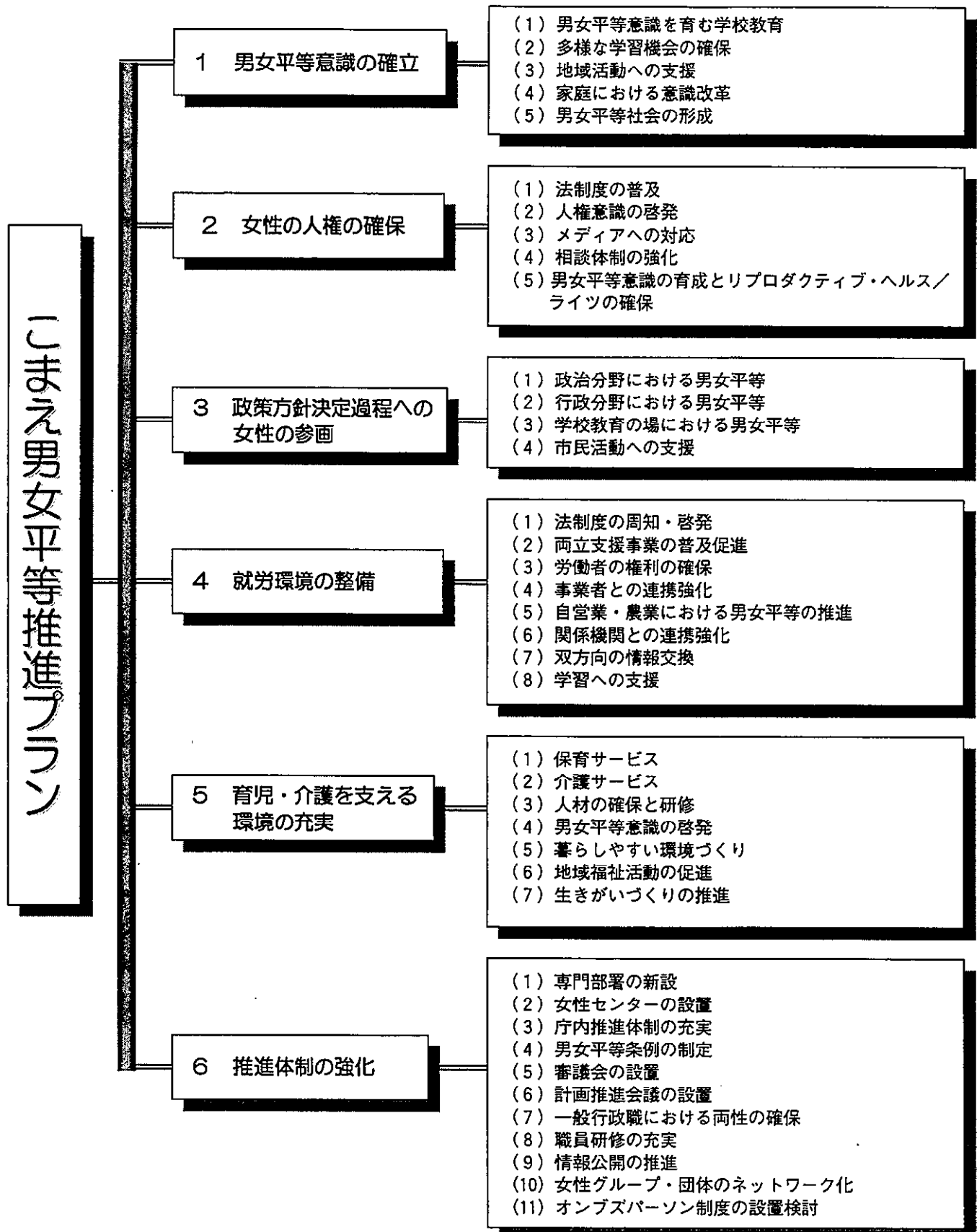
3 政策方針決定過程への女性の参画

4 就労環境の整備

5 育児・介護を支える環境の充実

6 推進体制の強化

【体系図】



1 男女平等意識の確立

【施策の方針】

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女平等社会の実現を促進するための基礎となります。家制度への固執を取り除き、家庭・地域・職場のなかで、あるいは教育・行政において、男女平等社会を構築します。

【主要施策】

(1) 男女平等意識を育む学校教育

児童・生徒が、固定的な役割分業を意識せず、人権尊重を基盤にした男女平等観を自ら形成するよう、学校教育内容の充実を図ります。また、教職員における真の男女平等の意識を確立することが重要なことから、教職員への研修と慣習の是正を図り、学校全体で個人の尊厳を重んじた教育を実践します。その1つとして男女混合名簿を完全実施します。

(2) 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことのできる学習機会の提供やプログラムの開発を図ります。また、ジェンダー・バイアス※（社会的・文化的性別に基づく偏見）のない名称への変更や生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

(3) 地域活動への支援

ボランティア活動やPTA、町会自治会活動など、上下関係のない地域活動、イベントを通して男女平等意識を育くむため、情報の提供やネットワークづくりなど、地域活動の活性化に向けた支援を行います。

(4) 家庭における意識改革

家事・育児・介護など、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、アンペイドワーク※（家事や育児の無償労働）に対する認識や自営業の経営と家計分離の普及啓発、農家における家族経営協定※の促進などに向けて、あらゆるメディアを通じて、男女平等に関する情報提供を図ります。

(5) 男女平等社会の形成

市は、本計画目標達成に向けて積極的に取り組むとともに、市民・事業者が男女平等を進めるための環境づくりを進めます。また、「女子差別撤廃条約※」の遵守やそれに伴う選択議定書の批准を国に要望することなど、国際的な取り組みを視野に入れ、国や東京都の動きを参考に、狛江市の特性にあった男女平等社会の形成を推進します。

また、選択的夫婦別姓などの男女平等社会実現のための法整備を、国や都に対して要望していきます。

【当面の目標】～男女平等意識の確立～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 男女平等意識を育む学校教育	1. 男女平等に関する人権教育の充実	継続	—	指導室
	2. 小中学校における男女混合名簿	充実	H17 完全実施	〃
	3. 技術家庭科の男女共修	充実	—	〃
	4. 進路指導における男女平等の推進	継続	—	〃
	5. 教職員研修における男女平等の充実	継続	—	〃
(2) 多様な学習機会の確保	1. 女性センターの設置	検討	H15 準備委員会設置	市民生活課
	2. 女性フォーラム等の実施	充実	H13 男性委員の確保	〃
	3. 男女平等に関する市民の活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供	継続	—	市民生活課
		継続	—	公民館
	4. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	充実	H13	市民生活課
	5. 再就職支援講座の実施（パソコン講座等）	検討	H13	社会教育課
	6. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	継続	—	公民館
	7. 社会教育事業の充実（女性団体研修会）	検討	H13	社会教育課
	8. 社会教育事業の充実（女性リーダー研修会）	検討	H13	〃
	9. 公の講座に伴う乳幼児の一時預かり	継続	—	公民館
	10. 女性問題関係図書目録の作成配布	継続	—	図書館
(3) 地域活動への支援	11. 女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	継続	—	〃
	1. 女性問題に関する知識経験などを地域に還元するシステムの構成	継続	—	企画広報課
	2. 男女平等意識を育むコミュニティ活動の充実	継続	—	〃
	3. 公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	継続	—	公民館
	4. 女性団体ネットワークづくりの支援	検討	H14	市民生活課
	5. 子育てネットワークの形成	検討	H14	児童保育課
	6. 社会教育活動の支援（女性団体）	継続	—	社会教育課
	7. 男女平等を推進する社会教育関係団体への支援	継続	—	社会教育課
	8. 女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	継続	—	企画広報課
		継続	—	社会福祉課
	9. 公民館活動団体の連携援助と情報提供	継続	—	公民館
	10. 公民館の保育室利用グループへの支援	継続	—	公民館

(4) 家庭における意識改革	1. 家庭における男女平等教育の推進	検討	H14 啓発誌作成	市民生活課
	2. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	継続	—	〃
		検討	H13	社会福祉課
		継続	—	在宅福祉課
		検討	H13	児童保育課
		継続	—	健康課
		継続	—	公民館
	3. 家庭における両性の尊重と性教育の推進	継続	—	指導室
(5) 男女平等社会の形成	4. アンパイドワーク、家族経営協定に関わる情報の提供	検討	H14	市民生活課
		継続	—	産業課
	1. 男女平等に関する市民意識調査	継続	—	市民生活課
	2. 国、都、他の自治体等の資料収集	継続	—	〃
		継続	—	公民館
	3. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報	充実	H13	市民生活課
	4. 男女平等に関する市民の活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供（再掲載）	継続	—	〃
		継続	—	公民館
	5. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	充実	H13	市民生活課
	6. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および実態の調査研究	充実	H13	産業課
	7. 女性施策推進状況の調査	継続	—	市民生活課
	8. 国・都・市町村との連携	継続	—	〃
	9. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	充実	H13 男性委員の確保	〃
	10. 女性問題講演会の実施	継続	—	公民館
	11. 売買春をなくすための啓発	継続	—	社会福祉課
	12. 国・都への法整備の要請	要請	H13	市民生活課

※【当面の目標】の見方

○ 事業欄で**太字**になっている事業は、重点事業として位置付けられています。

○ 計画欄の内容は、以下のとおりです。

継続＝現在実施している事業で、今後も現状と同じレベルで継続する事業
 充実＝現在実施している事業で、今後はさらに内容等を拡充する事業
 検討＝現在実施していない事業で、今後の事業化を検討するもの
 要請＝現在実施していない事業で、今後の事業化に向けて関係機関に検討を要請するもの

2 女性の人権の確保

【施策の方針】

女性に対する肉体的・精神的暴力は人権の侵害であり、男女平等社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。多様なメディアの発達、男女平等意識が広く市民に浸透するための有効な手段となる一方で、性の商品化など新たな女性の人権侵害を生み出す要素となります。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念を社会全体へ浸透を図り、女性の生涯を通じた“健康”を維持できるよう支援します。女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりをもった社会の中でこそ、女性は主体的に生きていけるのです。

【主要施策】

(1) 法制度の普及

国は2000（平成12）年11月から「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を施行しました。さらに、児童ポルノについての罰則やインターネットなど新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化について、取り締まりを強化しています。このほかに女性に対する暴力に関して、総合的な対応に関する法制度や暴力の形態に対応した法制度の制定、被害者の精神的負担の軽減などを検討しています。これらの検討経過を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。

(2) 人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスが女性の人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また、男性が暴力によらない問題解決の方法を身につけるよう、加害者をつくらないための学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、職場や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女平等に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止、虐待防止に取り組みます。

国が都道府県や市町村教育委員会と協力して2000（平成12）年から実施してい

る「女性に対する暴力をなくす運動」を推進することにより、人権意識の啓発に努めます。

(3) メディアへの対応

メディア（テレビ・新聞・雑誌・インターネット等）を通じて様々な場面における女性参画の姿が広く知られることが、男女平等意識の啓発と女性の人権を守る大きな力となることから、多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

固定的な性別役割分業意識に基づく表現の改善や方針決定過程への女性参画の拡大といった観点から、メディア制作のあらゆる段階に女性の参画が進むよう、関係機関に要望します。

メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー※）の向上のため、広報、パンフレット、社会教育を通じて個人の能力向上を支援します。

性の商品化などを生みださないよう人権の尊重を十分念頭に置いた番組基準や、倫理綱領の策定・遵守といった制作者の自主的な取り組みを、関係機関に要請します。また、インターネットは誰でも発信者になれることから、接続事業者による自主ガイドライン策定および事業者への指導を国や都に要請します。

公的機関が作成する広報・出版物の内容が性別に基づく固定観念にとらわれのないものとなるよう、遵守すべきガイドラインの早急な策定を国や都に要望します。

(4) 相談体制の強化

夫・パートナーからの暴力、あるいはメディアにおいて女性の人権に対する配慮を欠いた対応などに対し、苦情や相談を受けつける身近な窓口設置と中・長期的なカウンセリングなど被害者の精神的なケアを図るよう、一時避難場所の設置など、関係機関や民間組織と連携して取り組みます。

専門相談体制の整備、関係者研修の実施、専門性を備えた女性職員の配置などを目指します。

(5) 男女平等意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの確保

幼児期から青少年期におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の身体に関わる全てのことにおける自己決定権）の普及と実践が大切なことから、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

思春期、月経時、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進します。

摂食障害、喫煙、飲酒、薬物などによる健康被害、さらに、避妊、H I V／エイズ、性感染症などについて、正しい知識の普及と浸透を図ります。

妊娠・出産に関して、情報提供や相談体制の充実、育児者同士の交流などを推進します。

市、学校、医療機関など、女性の健康支援のために適切な連携・協力を図ります。

【当面の目標】～女性の人権の確保～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 法制度の普及	1. 男女平等のための法制度の情報提供	継続	—	市民生活課
(2) 人権意識の啓発	1. 男女平等理解のための職員研修の実施	充実	H13 全職員対象	職員課
	2. 国、都、他の自治体等の資料収集（再掲載）	継続	—	市民生活課
		継続	—	公民館
	3. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	充実	H13 男性委員の確保	市民生活課
	4. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	充実	H13	市民生活課
	5. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	充実	H13	〃
	6. 男女平等に関する人権意識の啓発	充実	H13	市民生活課
	7. 教職員研修における男女平等の充実（再掲載）	継続	—	指導室
	8. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）（再掲載）	継続	—	公民館
	9. 女性問題関係図書目録の作成配布（再掲載）	継続	—	図書館
(3) メディアへの対応	10. 女性問題関係図書の収集充実と利用の促進（再掲載）	継続	—	〃
	1. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	充実	H13	市民生活課
	2. 多様なメディアを活用した情報提供	継続	—	企画広報課
		充実	H13	市民生活課
	3. メディア政策における女性参画の要請	検討	H15	〃
(4) 相談体制の強化	4. メディア・リテラシー（自己啓発する能力）向上の支援	継続	—	公民館
	5. メディア制作者への女性の尊厳をそこなう情報の制作規制要請	検討	H13	市民生活課
	1. 女性担当窓口・女性相談の強化	充実	H13	市民生活課
		継続	—	社会福祉課
	2. 女性への暴力等の人権相談の充実	継続	—	市民生活課
		継続	—	社会福祉課
	3. 24時間受付体制ホットラインの整備要請	検討	H14	市民生活課
	4. 緊急一時保護事業の実施	検討	H13	社会福祉課

(5) 男女平等意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保	1. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	充実	H13 男性委員の確保	市民生活課
	2. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	充実	H13	市民生活課
		継続	—	健康課
	3. 男女平等に関する人権教育の充実（再掲載）	継続	—	指導室
	4. 社会教育団体への支援（女性リーダー研修会）	継続	—	社会教育課
	5. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）（再掲載）	継続	—	公民館
	6. 社会教育活動の支援（女性団体研修会）	継続	—	社会教育課
	7. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透	継続	—	市民生活課
		継続	—	健康課
	8. 性教育の充実（性教育指導のための資料の作成）	継続	—	指導室
	9. 性教育の充実（性教育のための研修の奨励と充実）	継続	—	〃
	10. 家庭における両性の尊重と性教育の推進（再掲載）	検討	H13	市民生活課
		継続	—	指導室
		検討	H13	公民館
	11. テレフォン健康相談の実施	継続	—	健康課
	12. 保健指導の充実（家族計画訪問指導）	充実	H13 希望者全員訪問	〃
	13. 啓発資料（母性保健資料）の作成配布	継続	—	〃
	14. 父親学級の実施	継続	—	〃
	15. 各種検診事業の充実	継続	—	〃

3 政策方針決定過程への女性の参画

【施策の方針】

政治分野、行政分野、市民活動等における、あらゆる場面での方針決定への女性の参画を進めます。市では、全ての審議会・委員会などにおいて両性のどちらかの割合が40%を下回らないよう、積極的差別是正措置をとります。

【主要施策】

(1) 政治分野における男女平等

幅広い女性市民が市政に参画できるように、情報提供や政策研究を行う場の確保を支援します。

(2) 行政分野における男女平等

行政が自ら積極的な男女平等を実践するため、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の確保に努めます。

審議会・委員会などへの女性登用を進め、全ての委員会・審議会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成となることを撤廃し、両性のどちらかの割合が40%を下回らないよう、積極的な是正措置をとります。

(3) 学校教育の場における男女平等

狛江市内の小中学校における校長・教頭の割合が男女半々となることを目指します。その実現のため、女性教員に管理職登用試験（東京都公立学校校長選考・教育管理職選考）の受験を促すとともに、保育の充実や意識改革などの環境整備を進めます。

(4) 市民活動への支援

NGO・NPO活動※において、女性が方針決定の場に参画できるよう支援します。

女性が地域活動における方針決定の場に参画できるよう支援します。例えばPTAや自治会等で男性が責任ある立場を担う慣習を打破し、女性があらゆる場面で決定権を行使できることを目指します。

【当面の目標】～政策方針決定過程への女性の参画～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 政治分野における男女平等	1. 市政に参画する情報提供	充実	H13	全 課
	2. 政策研究の場の確保	検討	H14	市民生活課
(2) 行政分野における男女平等	1. 男女平等理解のための職員研修の実施（再掲載）	充実	H13 全職員対象	職 員 課
	2. 一般行政職における両性の確保	検討	40%	〃
	3. 審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	充実	40%	全 課
	4. 女性管理職の登用	検討	10%	職 員 課
(3) 学校教育の場における男女平等	1. 啓発資料の作成・配布	充実	H13	指 導 室
	2. 女性管理職の確保	充実	50%	〃
(4) 市民活動への支援	1. NGO、NPO活動への参画の支援	充実	H13	企画広報課
		検討	H13	全 課

4 就労環境の整備

【施策の方針】

近年の経済構造の変化や情報化の進展にかんがみ、女性が社会進出する環境を整備する必要があります。女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で最も重要な課題であることから、就労に関わる情報提供と女性のエンパワーメント※（能力発揮）支援を図り、一人一人が自由に生き方を選択できる社会の形成を進めます。

【主要施策】

（１） 法制度の周知・啓発

母性保護の確保と性差別を禁止する「労働基準法」と「改正男女雇用機会均等法」、育児・介護を支援する「育児・介護休業法」といった法制度を、広報や関係機関との会議などを通じて、市民および事業者に対し周知・啓発を進めます。

（２） 両立支援事業の普及促進

国や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や起業家支援、労働時間の短縮などの普及促進を図るため、広報や関係機関との会議などを通じ、市民および事業者に対する情報提供を進めます。

（３） 労働者の権利の確保

パートタイム労働や派遣労働を含め、労働者の権利が確保されるよう国のガイドラインの周知・啓発、情報の提供、相談体制の充実を図ります。

(4) 事業者との連携強化

女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大のため、企業の積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）を奨励します。具体的には女性の登用や良好な就労環境の推進に積極的な企業を表彰し、広報などをします。

事業所内託児施設の設置・運営などの実施、女性従業員のみへの制服着用といった性別による偏りにつながるおそれのある慣行の見直しなどに向けて、商工会や青年会議所などを通じ、事業者との連携強化を図ります。

(5) 自営業・農業における男女平等の推進

女性が家族従業者として正当な評価を得られるよう、自営業の経営と家計分離の普及啓発、農家における家族経営協定の促進などを図ります。

(6) 関係機関との連携強化

法制度が遵守されるよう事業者への周知を図るため、また、労働相談などにより得た情報に基づく迅速な対応を行うため、国や東京都との連絡体制の強化を図ります。

(7) 双方向の情報交換

固定的な性別役割分業意識の解消や職場優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施します。また、市民や事業者の状況やニーズを把握するため、労働相談や各種調査の実施、商工会や青年会議所などを通じた事業者との情報交換を進めます。

(8) 学習への支援

東京都や大学などの高等教育機関で実施しているリカレント教育※（社会人・職業人を対象とした学習講座など）や情報化に対応する能力の向上など、再就職を希望する人に対する情報提供や講習、相談といった自己啓発への支援を行います。

【当面の目標】～就労環境の整備～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 法制度の周知・啓発	1. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	充実	H13	市民生活課
		継続	—	産業課
	2. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	充実	H13	市民生活課
		継続	—	産業課
	3. 労働関係法制度の周知啓発	検討	H13	市民生活課
		継続	—	産業課
	4. 育児・介護休業制度の普及啓発	継続	—	職員課
		継続	—	市民生活課
		継続	—	産業課
(2) 両立支援事業の普及促進	1. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発（再掲載）	継続	—	市民生活課
		継続	—	在宅福祉課
		継続	—	健康課
		継続	—	公民館
	2. 職業相談・就職情報提供	充実	H13	市民生活課
	3. 在宅介護の支援	継続	—	在宅福祉課
	4. 育児・幼児保育等の子育て相談	継続	—	児童保育課
	5. 乳幼児保育の充実	充実	H13	〃
	6. 産休明け保育の充実	充実	H13	〃
	7. 長時間開所保育の実施	充実	H13	〃
	8. 緊急一時保育及び一時保護預かりの実施	検討	H13	〃
	9. 障害児保育の充実	継続	—	〃
	10. 学童保育の充実	継続	—	〃
	11. 障害児学童保育受入の充実	継続	—	〃
	12. 認可外保育室運営費助成	充実	H17	〃
	13. 病児保育の充実	継続	—	〃
	14. 児童館の充実	継続	—	〃
	15. 子育てネットワークの形成（再掲載）	検討	H14	〃
		継続	—	健康課
	16. 起業家支援の情報の提供	継続	—	産業課
(3) 労働者の権利の確保	1. 職業相談・就職情報提供の充実（再掲載）	継続	—	市民生活課
		継続	—	産業課
	2. パートタイム労働者の環境改善の要請	検討	H13	〃
	3. 育児・介護休業制度の普及啓発（再掲載）	継続	—	〃
	4. 労働者の権利に関する情報提供	継続	—	市民生活課
		継続	—	産業課
(4) 事業者との連携強化	1. 女性就労の実態に関する調査研究	検討	H13	産業課
	2. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および実態の調査研究（再掲載）	検討	H13	〃
	3. 事業所の良好な就労環境の推進	検討	H13	〃

(5) 自営業・農業における男女平等の推進	1. 再就職講座の実施	検討	H15	市民生活課
	2. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および実態の調査研究（再掲載）	検討	H13	産業課
	3. 経営と家計分離の普及啓発	継続	—	〃
	4. アンペイドワーク・家族経営協定に関わる情報の提供（再掲載）	継続	—	〃
(6) 関係機関との連携強化	1. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および 実態の調査研究（再掲載）	検討	H13	産業課
	2. 事業者の法制度遵守の啓発	継続	—	〃
(7) 双方向の情報交換	1. 性別役割分業意識解消の啓発	充実	H13	市民生活課
	2. 労働環境の各種調査把握	継続	—	産業課
	3. 商工会等との情報交換	継続	—	〃
(8) 学習への支援	1. 再就職講座の実施（再掲載）	検討	H15	市民生活課
	2. 再就職希望者への自己啓発の支援	検討	H13	〃

5 育児・介護を支える環境の充実

【施策の方針】

地域活動や就労と育児・介護の両立に向けて、育児・介護に関する市の基本計画を推進し、総合的な環境整備を図ります。また、保健婦、保育士、ホームヘルパーなど育児・介護に関わる人たちに対して男女平等意識の啓発を図り、また、地域全体での支援体制を充実します。

【主要施策】

(1) 保育サービス

市は、国の「新エンゼルプラン※」などを踏まえ、「狛江市児童育成計画」（エンゼルプラン）を策定し、保育所の受入枠の拡大、延長保育の実施、待機児童の解消など、市民ニーズを踏まえた計画的な保育サービスの実施とそれに伴う施設整備を進めます。また、学校内の余裕教室を活用した放課後児童健全育成事業を推進します。

(2) 介護サービス

市は、国の「ゴールドプラン 21※」に基づく「狛江市地域福祉計画」を着実に推進し、ホームヘルパー等の人材確保、研修の充実や労働条件の適正化など、介護サービスの基盤整備を図るとともに、介護保険の適正運営、福祉サービスの充実を図ります。また、福祉サービスに関する情報提供を充実します。

(3) 人材の確保と研修

育児や介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。特に、男性保育士や男性ボランティアなどの確保に向けて、施設整備や学習機会の検討を行います。

(4) 男女平等意識の啓発

育児・介護に携わる全ての職員、ホームヘルパー、保健福祉専門職、ボランティアなどに対して、研修制度の充実、パンフレットなどの情報提供、相談体制の充実を図り、男女平等意識の啓発とリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及と実践を促進します。

(5) 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮せるよう、道路や公共施設、住宅のバリアフリー化やコミュニティバスの運行、タウンモビリティ・ショップモビリティ運動※を関係団体と協力して推進します。

老後は生活費の不安が大きいことから、年金制度の分かりやすい情報提供や正しい年金知識の普及、また、未加入者の加入促進や収納率の向上などに努めます。

(6) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、在宅介護支援センターなどを中心とした地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいのづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

(7) 生きがいのづくりの推進

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加促進を図り、障害者や高齢者などの生きがいのづくりと能力活用を進めます。また、高齢者の間で男女平等の意識を一層浸透させるために、男女平等の理解を進める生涯学習講座を実施します。

【当面の目標】～育児・介護を支える環境の充実～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 保育サービス	1. 私立幼稚園への助成	継続	—	総務防災課
	2. 事業所内託児所設置の要請	充実	H13	児童保育課
	3. 放課後児童健全育成事業（児童館・学童保育所）	継続	—	児童保育課
	4. 児童放課後対策（フリースペース）	充実	H13	社会教育課
	5. 育児・幼児保育等の子育て相談（再掲載）	充実	H13	児童保育課
	6. 乳幼児保育の充実（再掲載）	充実	H13	〃
	7. 産休明け保育の充実（再掲載）	充実	H13	〃
	8. 長時間開所保育の実施（再掲載）	充実	H13	〃
	9. 緊急一時保育及び一時保護預りの実施（再掲載）	検討	H13	〃
	10. 障害児保育の充実（再掲載）	継続	—	〃
	11. 乳幼児・障害児保育研修の充実	継続	—	〃
	12. 学童保育の充実（再掲載）	継続	—	〃
	13. 障害児学童保育受入の充実（再掲載）	継続	—	〃
	14. 認可外保育室運営費助成（再掲載）	充実	H17	〃
	15. 子育てネットワークの形成（再掲載）	検討	H14	〃
		継続	—	健康課
	16. 病児保育の充実（再掲載）	継続	—	児童保育課
	17. 公民館の保育室利用グループへの支援（再掲載）	継続	—	公民館
(2) 介護サービス	18. 公の講座に伴う一時預かり（再掲載）	継続	—	公民館
	1. 訪問看護ステーションの充実	充実	H14	健康課
	2. 高齢者在宅サービスセンターの機能の充実	充実	H15	在宅福祉課
	3. 介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	継続	—	〃
		継続	—	介護福祉課
	4. 介護保険制度の周知	継続	—	〃
	5. 通所介護の充実	継続	—	〃
	6. 訪問介護の充実	継続	—	〃
(3) 人材の確保と研修	7. 短期入所生活療養介護の充実	継続	—	社会福祉課
	8. 高齢者在宅介護支援センターの機能の充実	継続	—	在宅福祉課
	1. ボランティア講座の開催（再掲載）	継続	—	在宅福祉課
	2. 男性保育士の確保	検討	各園0名の解消	職員課
		検討	各園0名の解消	児童保育課
	3. 男性ボランティア確保のための施策検討	継続	—	在宅福祉課
	4. 育児・介護者等の専門研修の実施	継続	—	社会福祉課
		継続	—	健康課

(4) 男女平等意識の啓発	1. 関係職員に対する男女平等意識の啓発	充実	H13	市民生活課
		充実	H13	職員課
	2. 家庭における男女平等教育の推進(再掲載)	検討	H14	市民生活課
		継続	—	公民館
	3. 家庭生活の男女共同責任分担(家事、育児、介護等)の普及啓発(再掲載)	充実	H13	市民生活課
		検討	H13	社会福祉課
		継続	—	在宅福祉課
		検討	H13	児童保育課
		継続	—	健康課
		継続	—	公民館
	4. 関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの研修	充実	H13	職員課
	5. 健康づくり事業の推進(健康教室・看護・栄養等の教室の開催)	継続	—	健康課
	6. テレフォン健康相談の実施(再掲載)	継続	—	〃
	7. 自己健康管理システムの充実	継続	—	〃
	8. 家庭における両性の尊重と性教育の推進(再掲載)	継続	—	指導室
		継続	—	公民館
(5) 暮らしやすい環境づくり	1. コミュニティバスの運行の検討	継続	—	企画広報課
	2. 高齢者集合住宅(シルバーピア)の増設	検討	H13	市民生活課
	3. 特別養護老人ホームの建設と機能の充実	継続	—	在宅福祉課
	4. 高齢者在宅サービスセンターの建設(特養に併設)	継続	H14 開設	〃
	5. 福祉推進団体の活動拠点整備	継続	—	〃
	6. あいとびあセンター(健康福祉会館)の機能の充実	継続	—	〃
	7. 住宅のバリアフリーの推進	継続	—	市民生活課
		継続	—	社会福祉課
	8. 道路・公園等のバリアフリーの推進	継続	—	〃
		継続	—	管理課
		継続	—	整備課
	9. 年金制度充実の要請	継続	—	保険年金課
	10. 年金制度の情報提供と相談体制の充実	継続	—	〃

(6) 地域福祉活動の促進	1. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及・啓発（再掲載）	継続	—	市民生活課
		検討	H13	社会福祉課
		継続	—	在宅福祉課
		検討	H13	児童保育課
		継続	—	健康課
		検討	H13	公民館
	2. 高齢者在宅サービスセンターの機能の充実（再掲載）	継続	—	在宅福祉課
	3. ホームヘルパー派遣制度の充実	継続	—	〃
	4. 心身障害者（児）緊急一時保護事業の実施	継続	—	〃
	5. 高齢者在宅介護支援センターの機能の充実（再掲載）	継続	—	社会福祉課
		継続	—	在宅福祉課
	6. 給食サービスの充実	継続	—	〃
	7. 入浴サービスの充実	継続	—	〃
	8. 保健センターの充実	充実	H15	健康課
	9. 訪問看護ステーションの充実（再掲載）	継続	—	〃
(7) 生きがいづくりの推進	10. 老人福祉センターの充実	継続	—	在宅福祉課
	11. 地域障害者福祉センターの充実	継続	—	〃
	12. 福祉推進団体の活動拠点整備（再掲載）	継続	—	〃
	13. 相談機関との連携	継続	—	社会福祉課
	1. 市民農園の活用	継続	—	産業課
	2. ひとり親家庭への援助（レクリエーション事業の実施）	継続	—	在宅福祉課
	3. 高齢者への男女平等理解講座の開設	検討	H13	公民館
	4. 高齢者の能力開発講座の検討	検討	H13	〃
	5. 健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等の教室の開催）（再掲載）	継続	—	健康課
	6. 健康管理資料の作成・配布	継続	—	〃
	7. スポーツ・レクリエーション活動の推進	継続	—	体育課

6 推進体制の強化

【施策の方針】

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者が男女平等を進めやすくするための拠点整備を進めるとともに、市がリーダーシップを発揮し、率先して男女平等を実践します。

【主要施策】

(1) 専門部署の新設

女性問題に関する情報収集・発信、交流拠点として、新たな専門部署を設置します。この部署は女性施策関連部署と連携して、カウンセリング、社会教育、研修などへの支援、職員の意識啓発などの機能を持つ粕江市の男女平等施策推進の中核組織となるものです。

(2) 女性センターの設置

情報収集・発信、交流拠点として、女性センターの設置を目指します。

(3) 庁内推進体制の充実

庁内の連携組織である推進本部および推進会議は、職員の意識啓発をし、着実に事業を推進するため、その機能の充実を図ります。

(4) 男女平等条例の制定

男女平等社会の実現に向けた環境整備を積極的に推進するため、「粕江市男女平等条例（仮称）」の制定と「男女平等都市宣言」を目指します。

(5) 審議会の設置

計画推進会議や庁内推進体制などからの意見を踏まえ、男女平等施策を積極的に推進するために、本計画の評価・検討を総合的に行う市長の諮問機関として、専門家・有識者などから成る「男女平等審議会（仮称）」を設置します。

(6) 計画推進会議の設置

男女平等施策を推進する具体的な事業について、庁内推進体制と連携を図りながら市民の意向を取り入れた効果的な推進を図るため、市民・関係団体・行政などから成る「狛江市男女平等推進会議（仮称）」を設置します。この会議は公開し、広く市民の意見を取り入れていきます。

(7) 一般行政職における両性の確保

市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、両性（女性・男性）の確保を図り、バランスのとれた配置に努めます。

(8) 職員研修の充実

男女平等社会の実現に向けて市が市民をリードするために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた研修制度の強化を図ります。

(9) 情報公開の推進

会議内容や施策の進捗状況などの情報を公開し、広く市民の意見を募り、施策推進に反映できるよう努めます。また、市民には地域活動への参画を促すための情報提供を図ります。

(10) 女性グループ・団体のネットワーク化

実現に大きな役割を担う女性グループ・団体相互の交流・連携を図るため、市がネットワーク構築を図ります。

(11) オンブズパーソン制度の設置検討

市民が行政への苦情や意見を気軽に相談する、オンブズパーソン制度※の設置を検討します。将来的には、男女平等に関するオンブズパーソン制度の設置を目指します。

【当面の目標】～推進体制の強化～

主要施策	事業	計画	目標	所管課
(1) 専門部署の新設	1. 専門部署の新設	検討	H13 実施	企画広報課
(2) 女性センターの設置	1. 女性センター設置（再掲載）	検討	H15 準備委員会設置	市民生活課
(3) 庁内推進体制の充実	1. 女性担当窓口の強化	充実	H13	市民生活課
	2. 庁内推進本部の運営	充実	H13	〃
	3. 庁内推進会議の運営	充実	H13	〃
(4) 男女平等条例の制定	1. 男女平等条例の制定	検討	H15	市民生活課
(5) 審議会の設置	1. 審議会の設置	検討	H15	市民生活課
(6) 計画推進会議の設置	1. 計画推進会議の設置	検討	H13	市民生活課
(7) 一般行政職における両性の確保	1. 一般行政職における両性の確保（再掲載）	検討	40%	職員課
(8) 職員研修の充実	1. 男女平等理解のための職員研修の実施（再掲載）	充実	H13 全職員対象	職員課
(9) 情報公開の推進	1. 女性施策推進状況の情報提供	充実	H13	市民生活課
(10) 女性グループ・団体のネットワーク化	1. 地域活動参画のための女性団体の情報の提供	継続 継続	— —	企画広報課 公民館
	2. 女性団体・NPOとのネットワークづくり、意見交換	検討	H13	市民生活課
(11) オンブズパーソン制度の設置検討	1. 市民オンブズパーソン制度設置の検討	継続	—	企画広報課

VIII 事業一覧

(1) 男女平等意識の確立

主要施策	事業	所管課
(1) 男女平等意識を育む 学校教育	1. 男女平等に関する人権教育の充実	指 導 室
	2. 小中学校における男女混合名簿	〃
	3. 技術家庭科の男女共修	〃
	4. 進路指導における男女平等の推進	〃
	5. 教職員研修における男女平等の充実	〃
(2) 多様な学習機会の 確保	1. 女性センターの設置	市民生活課
	2. 女性フォーラム等の実施	〃
	3. 男女平等に関する市民の活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供	市民生活課 公 民 館
	4. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	市民生活課
	5. 再就職支援講座の実施（パソコン講座等）	社会教育課
	6. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	公 民 館
	7. 社会教育事業の充実（女性団体研修会）	社会教育課
	8. 社会教育事業の充実（女性リーダー研修会）	〃
	9. 公の講座に伴う乳幼児の一時預かり	公 民 館
	10. 女性問題関係図書目録の作成配布	図 書 館
	11. 女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	〃
(3) 地域活動への支援	1. 女性問題に関する知識経験などを地域に還元するシステムの構成	企画広報課
	2. 男女平等意識を育むコミュニティ活動の	〃
	3. 充実	
	4. 公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	公 民 館
	6. 女性団体ネットワークづくりの支援	市民生活課
	7. 子育てネットワークの形成	児童保育課
	8. 社会教育活動の支援（女性団体）	社会教育課
	9. 男女平等を推進する社会教育関係団体への支援	社会教育課
	10. 女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	企画広報課 社会福祉課
	11. 公民館活動団体の連携援助と情報提供	公 民 館
	12. 公民館の保育室利用グループへの支援	公 民 館

(4) 家庭における意識改革	1. 家庭における男女平等教育の推進	市民生活課
	2. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	〃
		社会福祉課
		在宅福祉課
		児童保育課
		健康課
	公民館	
	3. 家庭における両性の尊重と性教育の推進	指導室
	4. アンペイドワーク、家族経営協定に関わる情報の提供	市民生活課
		産業課
(5) 男女平等社会の形成	1. 男女平等に関する市民意識調査	市民生活課
	2. 国、都、他の自治体等の資料収集	〃
		公民館
	3. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報	市民生活課
	4. 男女平等に関する市民の活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供（再掲載）	〃
		公民館
	5. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	市民生活課
	6. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および実態の調査研究	産業課
	7. 女性施策推進状況の調査	市民生活課
	8. 国・都・市町村との連携	〃
	9. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	〃
	10. 女性問題講演会の実施	公民館
11. 売買春をなくすための啓発	社会福祉課	
12. 国・都への法整備の要請	市民生活課	

(2) 女性の人権の確保

主要施策	事業	所管課
(1) 法制度の普及	1. 男女平等のための法制度の情報提供	市民生活課
(2) 人権意識の啓発	1. 男女平等理解のための職員研修の実施	職員課
	2. 国、都、他の自治体等の資料収集（再掲載）	市民生活課 公民館
	3. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	市民生活課
	4. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	市民生活課
	5. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	〃
	6. 男女平等に関する人権意識の啓発	市民生活課
	7. 教職員研修における男女平等の充実（再掲載）	指導室
	8. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）（再掲載）	公民館
	9. 女性問題関係図書目録の作成配布（再掲載）	図書館
	10. 女性問題関係図書の収集充実と利用の促進（再掲載）	〃
(3) メディアへの対応	1. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	市民生活課
	2. 多様なメディアを活用した情報提供	企画広報課 市民生活課
	3. メディア政策における女性参画の要請	〃
	4. メディア・リテラシー（自己啓発する能力）向上の支援	公民館
	5. メディア制作者への女性の尊厳をそこなう情報の制作規制要請	市民生活課
(4) 相談体制の強化	1. 女性担当窓口・女性相談の強化	市民生活課 社会福祉課
	2. 女性への暴力等の人権相談の充実	市民生活課 社会福祉課
	3. 24時間受付体制ホットラインの整備要請	市民生活課
	4. 緊急一時保護事業の実施	社会福祉課

(5) 男女平等意識の育成 とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの 確保	1. 女性フォーラム等の実施（再掲載）	市民生活課
	2. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	市民生活課 健康課
	3. 男女平等に関する人権教育の充実（再掲載）	指導室
	4. 社会教育団体への支援（女性リーダー研修会）	社会教育課
	5. 社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）（再掲載）	公民館
	6. 社会教育活動の支援（女性団体研修会）	社会教育課
	7. リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透	市民生活課 健康課
	8. 性教育の充実（性教育指導のための資料の作成）	指導室
	9. 性教育の充実（性教育のための研修の奨励と充実）	〃
	10. 家庭における両性の尊重と性教育の推進（再掲載）	市民生活課 指導室 公民館
	11. テレフォン健康相談の実施	健康課
	12. 保健指導の充実（家族計画訪問指導）	〃
	13. 啓発資料（母性保健資料）の作成配布	〃
	14. 父親学級の実施	〃
	15. 各種検診事業の充実	〃

(3) 政策方針決定過程への女性の参画

主要施策	事業	所管課
(1) 政治分野における男女平等	1. 市政に参画する情報提供	全 課
	2. 政策研究の場の確保	市民生活課
(2) 行政分野における男女平等	1. 男女平等理解のための職員研修の実施（再掲載）	職 員 課
	2. 一般行政職における両性の確保	〃
	3. 審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	全 課
	4. 女性管理職の登用	職 員 課
(3) 学校教育の場における男女平等	1. 啓発資料の作成・配布	指 導 室
	2. 女性管理職の確保	〃
(4) 市民活動への支援	1. NGO、NPO活動への参画の支援	企画広報課
		全 課

(4) 就労環境の整備

主要施策	事業	所管課
(1) 法制度の周知・啓発	1. 広報「こまえ」による男女平等に関する広報（再掲載）	市民生活課 産業課
	2. 男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布（再掲載）	市民生活課 産業課
	3. 労働関係法制度の周知啓発	市民生活課 産業課
	4. 育児・介護休業制度の普及啓発	職員課 市民生活課 産業課
(2) 両立支援事業の普及促進	1. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発（再掲載）	市民生活課 在宅福祉課 健康課 公民館
	2. 職業相談・就職情報提供	市民生活課
	3. 在宅介護の支援	在宅福祉課
	4. 育児・幼児保育等の子育て相談	児童保育課
	5. 乳幼児保育の充実	〃
	6. 産休明け保育の充実	〃
	7. 長時間開所保育の実施	〃
	8. 緊急一時保育及び一時保護預かりの実施	〃
	9. 障害児保育の充実	〃
	10. 学童保育の充実	〃
	11. 障害児学童保育受入の充実	〃
	12. 認可外保育室運営費助成	〃
	13. 病児保育の充実	〃
	14. 児童館の充実	〃
	15. 子育てネットワークの形成（再掲載）	〃 健康課
	16. 起業家支援の情報の提供	産業課
(3) 労働者の権利の確保	1. 職業相談・就職情報提供の充実（再掲載）	市民生活課 産業課
	2. パートタイム労働者の環境改善の要請	〃
	3. 育児・介護休業制度の普及啓発（再掲載）	〃
	4. 労働者の権利に関する情報提供	市民生活課 産業課
(4) 事業者との連携強化	1. 女性就労の実態に関する調査研究	産業課
	2. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法および実態の調査研究（再掲載）	〃
	3. 事業所の良好な就労環境の推進	〃

(5) 自営業・農業における男女 平等の推進	1. 再就職講座の実施	市民生活課
	2. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対す る支援方法および実態の調査研究（再掲載）	産 業 課
	3. 経営と家計分離の普及啓発	〃
	4. アンパイドワーク・家族経営協定に関わる情報の提 供（再掲載）	〃
(6) 関係機関との連携強化	1. 女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対す る支援方法および 実態の調査研究（再掲載）	産 業 課
	2. 事業者の法制度遵守の啓発	〃
(7) 双方向の情報交換	1. 性別役割分業意識解消の啓発	市民生活課
	2. 労働環境の各種調査把握	産 業 課
	3. 商工会等との情報交換	〃
(8) 学習への支援	1. 再就職講座の実施（再掲載）	市民生活課
	2. 再就職希望者への自己啓発の支援	〃

(5) 育児・介護を支える環境の充実

主要施策	事業	所管課
(1) 保育サービス	1. 私立幼稚園への助成	総務防災課
	2. 事業所内託児所設置の要請	児童保育課
	3. 放課後児童健全育成事業（児童館・学童保育所）	児童保育課
	4. 児童放課後対策（フリースペース）	社会教育課
	5. 育児・幼児保育等の子育て相談（再掲載）	児童保育課
	6. 乳幼児保育の充実（再掲載）	〃
	7. 産休明け保育の充実（再掲載）	〃
	8. 長時間開所保育の実施（再掲載）	〃
	9. 緊急一時保育及び一時保護預りの実施（再掲載）	〃
	10. 障害児保育の充実（再掲載）	〃
	11. 乳幼児・障害児保育研修の充実	〃
	12. 学童保育の充実（再掲載）	〃
	13. 障害児学童保育受入の充実（再掲載）	〃
	14. 認可外保育室運営費助成（再掲載）	〃
	15. 子育てネットワークの形成（再掲載）	〃
		健康課
	16. 病児保育の充実（再掲載）	児童保育課
	17. 公民館の保育室利用グループへの支援（再掲載）	公民館
	18. 公の講座に伴う一時預かり（再掲載）	公民館
(2) 介護サービス	1. 訪問看護ステーションの充実	健康課
	2. 高齢者在宅サービスセンターの機能の充実	在宅福祉課
	3. 介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	〃
		介護福祉課
	4. 介護保険制度の周知	〃
	5. 通所介護の充実	〃
	6. 訪問介護の充実	〃
	7. 短期入所生活療養介護の充実	社会福祉課
(3) 人材の確保と研修	8. 高齢者在宅介護支援センターの機能の充実	在宅福祉課
	1. ボランティア講座の開催（再掲載）	在宅福祉課
	2. 男性保育士の確保	職員課
		児童保育課
	3. 男性ボランティア確保のための施策検討	在宅福祉課
	4. 育児・介護者等の専門研修の実施	社会福祉課
		健康課

(4) 男女平等意識の啓発	1. 関係職員に対する男女平等意識の啓発	市民生活課 職員課
	2. 家庭における男女平等教育の推進（再掲載）	市民生活課 公民館
	3. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発（再掲載）	市民生活課
		社会福祉課
		在宅福祉課
		児童保育課
		健康課
		公民館
	4. 関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの研修	職員課
	5. 健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等の教室の開催）	健康課
(5) 暮らしやすい環境づくり	6. テレフォン健康相談の実施（再掲載）	〃
	7. 自己健康管理システムの充実	〃
	8. 家庭における両性の尊重と性教育の推進（再掲載）	指導室
		公民館
	1. コミュニティバスの運行の検討	企画広報課
	2. 高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	市民生活課
	3. 特別養護老人ホームの建設と機能の充実	在宅福祉課
	4. 高齢者在宅サービスセンターの建設（特養に併設）	〃
	5. 福祉推進団体の活動拠点整備	〃
	6. あいとびあセンター（健康福祉会館）の機能の充実	〃
	7. 住宅のバリアフリーの推進	市民生活課
		社会福祉課
	8. 道路・公園等のバリアフリーの推進	〃
		管理課
	9. 年金制度充実の要請	整備課
		保険年金課
	10. 年金制度の情報提供と相談体制の充実	〃

(6) 地域福祉活動の促進	1. 家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及・啓発（再掲載）	市民生活課 社会福祉課 在宅福祉課 児童保育課 健康課 公民館
	2. 高齢者在宅サービスセンターの機能の充実（再掲載）	在宅福祉課
	3. ホームヘルパー派遣制度の充実	〃
	4. 心身障害者（児）緊急一時保護事業の実施	〃
	5. 高齢者在宅介護支援センターの機能の充実（再掲載）	社会福祉課 在宅福祉課
	6. 給食サービスの充実	〃
	7. 入浴サービスの充実	〃
	8. 保健センターの充実	健康課
	9. 訪問看護ステーションの充実（再掲載）	〃
	10. 老人福祉センターの充実	在宅福祉課
	11. 地域障害者福祉センターの充実	〃
	12. 福祉推進団体の活動拠点整備（再掲載）	〃
	13. 相談機関との連携	社会福祉課
(7) 生きがいづくりの推進	1. 市民農園の活用	産業課
	2. ひとり親家庭への援助（レクリエーション事業の実施）	在宅福祉課
	3. 高齢者への男女平等理解講座の開設	公民館
	4. 高齢者の能力開発講座の検討	〃
	5. 健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等の教室の開催）（再掲載）	健康課
	6. 健康管理資料の作成・配布	〃
	7. スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育課

(6) 推進体制の強化

主要施策	事業	所管課
(1) 専門部署の新設	1. 専門部署の新設	企画広報課
(2) 女性センターの設置	1. 女性センター設置(再掲載)	市民生活課
(3) 庁内推進体制の充実	1. 女性担当窓口の強化	市民生活課
	2. 庁内推進本部の運営	〃
	3. 庁内推進会議の運営	〃
(4) 男女平等条例の制定	1. 男女平等条例の制定	市民生活課
(5) 審議会の設置	1. 審議会の設置	市民生活課
(6) 計画推進会議の設置	1. 計画推進会議の設置	市民生活課
(7) 一般行政職における両性の確保	1. 一般行政職における両性の確保(再掲載)	職員課
(8) 職員研修の充実	1. 男女平等理解のための職員研修の実施(再掲載)	職員課
(9) 情報公開の推進	1. 女性施策推進状況の情報提供	市民生活課
(10) 女性グループ・団体のネットワーク化	1. 地域活動参画のための女性団体の情報の提供	企画広報課 公民館
	2. 女性団体・NPOとのネットワークづくり、意見交換	市民生活課
(11) オンブズパーソン制度の設置検討	1. 市民オンブズパーソン制度設置の検討	企画広報課

IX 参考資料

1 女性行動計画改定委員会

区 分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	藤 原 千 賀	
学 識 経 験 者	堀 川 末 子	副委員長
教 育 関 係 者	穂 積 輝 子	
市 民	岡 田 雅 枝	
市 民	岸 田 みはる	途中辞任
市 民	鈴 木 美和子	委員長
市 民	高 澤 りり子	
市 民	西 堀 登志子	
市 民	平 沼 修 二	
市 民	前 みつ子	
市 職 員	菅 野 勝 子	
市 職 員	橋 元 昌 幸	
市 職 員	平 野 正 則	

2 計画改定の経過

日 程		名 称	内 容
H12.5.30	第1回	狛江市女性行動計画改定委員会	計画改定の推進体制等の検討
7.17	第2回	狛江市女性行動計画改定委員会	市民意識調査（中間報告）の検討
8.10	第3回	自主勉強会	計画課題の検討
8.30	第4回	自主勉強会	各課ヒアリング
9. 4	第5回	狛江市女性行動計画改定委員会	各課ヒアリング
10.21	第1回	市民説明会	市民意識調査結果をもとにした 意見交換
11.20	第6回	狛江市女性行動計画改定委員会	計画（素案）の検討
12. 9	第2回	市民説明会	計画（第1稿）をもとにした 意見交換
H13.1.23	第7回	狛江市女性行動計画改定委員会	計画（第2稿）の検討
2.19	第8回	狛江市女性行動計画改定委員会	計画（第3稿）の検討
3.10	第3回	市民説明会	計画（第3稿）をもとにした 意見交換
3.19	第9回	狛江市女性行動計画改定委員会	計画の確定
3.22	市長へ答申		

3 「男女平等」に関するあゆみ

○は各年の月

年号	国際連合	国	東京都	狛江市
1971年 (昭和46年)				・社会教育事業の中で女性問題学習に取り組み始める
1972年 (昭和47年)	⑫第27回国連総会 1975年を「国際婦人年」とすることを採択			
1975年 (昭和50年)	＜国際婦人年＞ ⑥国際婦人年世界会議 (メキシコ・シテイ) ★「メキシコ宣言」 「世界行動計画」採択 ⑫第30回国連総会 「国連婦人の十年」 (1976～1985) 決議宣言	⑥衆・参両院本会議で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ⑨「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題企画推進会議」設置(総理府)	③「都民女性の現状」発行 ⑦東京都議会本会議で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 ⑩「婦人総合相談」実施	
1976年 (昭和51年)	＜国連婦人の十年＞ (1976～1985) ④婦人労働問題担当室設置 (ILO事務局)	④育児休業法施行 (女子教職員、看護婦、保母に産後1年の休業が認められる) ⑥改正民法施行 (離婚後の姓の選択自由化)	③東京都婦人問題懇話会 「国際婦人年世界行動計画の基本的考え方」提言 ⑧婦人問題総合窓口開設 (都民生活局)	
1977年 (昭和52年)	⑥第63回ILO総会 「看護職員の雇用及び労働生活条件」に関する条約及び勧告採択	①「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表 ⑩国立婦人教育会館開館 (埼玉県嵐山町)	②東京都婦人問題懇話会 「婦人問題総合計画(婦人行動計画)策定における婦人の参加のあり方」提言 ④東京都婦人相談センター発足 ⑥「東京都婦人関係行政推進協議会及び東京都婦人問題会議」設置	
1978年 (昭和53年)	⑨第33回国連総会 「女子差別撤廃条約」などについて審議	①「婦人の現状と施策」(国内行動計画に関する第1回報告書)発表(総理府) ⑧「えがりて」創刊	⑤東京都婦人問題会議 「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向について」答申 ⑪「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	・公民館にて「女性の悩みごと相談」実施
1979年 (昭和54年)	⑫第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」等採択	⑥「婦人の方針決定参加状況調査報告書」発表 (総理府) ⑦「雇用平等問題調査研究会」設置(労働省)	④東京都婦人情報センター開設 ⑪「東京の女性」創刊	
1980年 (昭和55年)	⑦国連婦人の十年中間年世界会議 (コペンハーゲン) ★「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	③参議院予算委員会で国会史上初めて婦人問題を集中審議 ⑤「婦人の現状と施策」(第2回報告書)発表 (総理府)	⑥「婦人情報センターだより」創刊 ⑪「'80東京婦人会議」開催 「東京婦人リーダー研修会」開催(以降毎年)	
1981年 (昭和56年)	⑥第67回ILO総会 「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(156号)」及び「同勧告(165号)」採択 ⑨「女子差別撤廃条約」発効	①改正民法施行 (配偶者法定相続分が1/2になる) ⑤「国内行動計画後期重点目標」発表 ⑥「男女別定年制、結婚退職制度等改善状況について」発表(労働省)	②「東京都婦人問題協議会」設置(「国連婦人の十年後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」諮問) ⑩諸外国への女性派遣事業 「東京都女性海外視察団」実施(以降毎年)	

年号	国際連合	国	東京都	狛江市
1982年 (昭和57年)	⑫第37回国連総会 「国際平和と協力促進への 婦人の参加に関する宣言」 採択	⑦「男女平等法制準備室」 設置(労働省)	⑦東京都婦人問題協議会 「国連婦人の十年」後半期 における東京都婦人関係施 策のあり方について」報告	
1983年 (昭和58年)		④「婦人の現状と施策」(第 3回報告書)発表 (総理府) 「婦人問題に関する国際比 較調査」発表(総理府)	①「婦人問題解決のための 新東京都行動計画-男女の 平等と共同参加へのとうき ょうプラン-」策定	
1984年 (昭和59年)	⑧世界人口会議 (メキシコ・シティ)	②「婦人差別撤廃条約批准 準備室」設置(外務省)	⑥東京都婦人情報センター 移転(飯田橋)	
1985年 (昭和60年)	⑦国連婦人の十年最終年世 界会議(ナイロビ) ★「西暦2000年に向けての 婦人の地位向上のための将 来戦略」採択 ★NGOフォーラム開催	①改正国籍法及び戸籍法施 行(父系血統主義から父母 血統主義へ) ④「婦人の現状と施策」(第 4回報告書)発表(総理府) ⑥女子差別撤廃条約批准 ⑩第1回「パートタイム労働旬 間」実施(労働省)	①東京都婦人問題協議 「男女平等都政のすすめ方 -男女平等の社会的風土づ くり-」報告 ⑩「国連婦人年の十年」最 終年記念都民会議開催	・狛江市婦人問題協議会 設置
1986年 (昭和61年)		④男女雇用機会均等法施行 ⑥第1回「男女雇用機会均 等推進全国会議」開催 (労働省)		・「男女平等に関する市 民の行動と意識」調査実 施 ・狛江市婦人問題協議会 報告-男女平等をめざし て- ・狛江市婦人行動計画策 定
1987年 (昭和62年)		⑤「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定 (総理府) ⑩改正所得税法施行 (配偶者特別控除制度新 設)	③東京都婦人問題協議会 「男女平等都政のすすめ方 -21世紀へ向けての新たな 展開-」報告	
1988年 (昭和63年)		④改正労働基準法施行 (労働時間の短縮等)	④東京都婦人問題協議会 「東京ウイメンズプラザ (仮称)の基本構想」報告	
1989年 (平成元年)	⑪第44回国連総会 「児童の権利条約」採択	③「婦人の現状と施策-新 国内行動計画に関する報告 書(第1回)-」発表 (総理府)	③東京都婦人問題協議会 「21世紀に向け男女平等の 実現をめざして-その課題 と基本的な考え方-」報告	・狛江市女性関係事業庁 内推進会議設置
1990年 (平成2年)	⑤国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略の第1 回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択	⑦「生涯学習の振興のため の施策の推進体制等基盤の 整備に関する法律」施行	⑦東京都女性問題協議会 「21世紀へ向け女性問題解 決のための新たな行動計画 の策定について」報告	
1991年 (平成3年)	⑥第78回ILO総会 「女子労働者のためのILO 活動に関する決議」採択	⑤「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次改 定)」策定	③「女性問題解決のための 東京都行動計画-21世紀へ 男女平等推進とうきょうプ ラン-」策定 ④「東京都男女平等推進会 議」設置	
1992年 (平成4年)	②第36回国連婦人地位委 員会 「第4回世界女性会議」を 1995年に北京で開催するこ とを決定	⑤育児休業法施行 ②婦人問題担当大臣設置 「婦人の現状と施策-新国 内行動計画に関する報告書 (第2回)-」発表(総理 府)	⑦(財)東京女性財団設立	・第1回狛江市女性フォ ーラム開催

年号	国際連合	国	東京都	狛江市
1993年 (平成5年)	⑥世界人権会議 (ウィーン) ⑫第48回国連総会 「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	⑫短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律 (パートタイム労働法) 施行 「婦人の現状と施策-新国 内行動計画に関する報告書 (第3回)-」発表(総理府)	③第2回東京都女性問題協 議会「男女平等の社会的風 土づくり-21世紀への旅立 ち」報告	・「男女平等に関する狛 江市民意識調査」実施
1994年 (平成6年)	＜国際家族年＞ ⑥第81回ILO総会 「パートタイム労働に関する条 約(175号)」及び「同勧告 (182号)」採択 ⑨国際人口・開発会議 (カイロ)	④改正労基法施行 ⑥「男女共同参画室」「男女 共同参画審議会」設置 (総理府) ⑦男女共同参画推進本部設 置		・狛江市女性行動計画策 定 ・女性行動計画推進会議 設置
1995年 (平成7年)	⑨第4回世界女性会議 (北京) ★「北京宣言」・「行動綱領」 採択 ★NGOフォーラム開催	⑥ILO156号条約批准 ⑩改正育児休業法施行 (介護休業制度の導入)	③第3期東京都女性問題協 議会「都政における男女平 等施策の新たな展開に向け て-エンパワメント・アプロ ーチ-」報 告 ⑪東京ウイメンズ・プラザ*開館 (渋谷区)	
1996年 (平成8年)	⑥第83回ILO総会 「家内労働条約」採択 ③子どもの商業的性的搾取 に反対する世界会議 (ストックホルム)	⑦男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョン」 答申 ⑫「男女共同参画2000年プ ラン」策定(総理府)	⑥「女性に対する暴力に関 する検討委員会」設置 ⑩「男女平等110番」設置	
1997年 (平成9年)		④「男女共同参画審議会設 置法」施行 ⑦「男女共同参画の現状と 施策-男女共同参画2000 年プランに関する報告書 (第1回)-」発表(総理府)	⑦女性に対する暴力に関す る調査実施 (翌年10月に報告書) ⑫改正青少年健全育成条例 施行 (買春処罰規定盛り込む)	・男女平等理解のための 職員研修会開催
1998年 (平成10年)		④改正労働基準法施行 ⑦男女共同参画白書「男女 共同参画の現状と施策(第 2回)」発表 (総理府) ⑩改正労働基準法施行	③「男女平等推進のための 東京都行動計画-男女が平 等に参画するまち東京プ ラン-」策定 ⑫「東京都男女平等推進基 本条例(仮称)検討骨子」 発表	
1999年 (平成11年)	⑩「女子差別撤廃条約の選 択議定書」採択 ⑫「女子差別撤廃条約の選 択議定書」発行	④改正均等法、労働基準法、 育児・介護休業法施行 (働く女性の差別禁止、女 子保護規定の撤廃等) 「男女共同参画白書(第3 回)」発表(総理府) ⑥「男女共同参画社会基本 法」施行	①「職場におけるセクシュアル・ハ ラスメント防止マニュアル」作成 ⑧第5期東京都女性問題協 議会「男女平等参画の推進 に関する条例の基本的考え 方について」報告	・女性行動計画推進本 部 設置 ・狛江市職員のセクシ ュアル・ハラスメントの 防止に関する規則施行
2000年 (平成12年)	⑥女性2000年会議 (ニューヨーク)	⑫「男女共同参画基本計画」 策定	④「東京都男女平等参画基 本条例」施行	・狛江市職員旧姓使用 取得要綱施行 ・「男女共同参画に関す る狛江市民意識調査」実 施 ・「男女共同参画に関す る職員意識調査」実施

4 用語の説明（五十音順）

＝あ行＝

アンペイドワーク

家事、育児、介護、地域活動などの金銭で評価されない無償労働のこと。これが女性に偏り、特に働く女性にとっては負担となっている。

NPO・NGO

NPOは民間非営利団体、NGOは非政府組織のこと。いずれも利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。1998（平成10）年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が施行された。

エンパワメント

女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に能力を発揮すること。

オンブズパーソン制度

行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場から原因を究明し、是正措置を行うことによって迅速に問題を解決する行政監視制度。

＝か行＝

家族経営協定

農業経営における女性の地位改善のための協定。1996（平成8）年の改正農業者年金法に規定される。

ゴールドプラン21

増加する高齢者数に対応して国が進めている高齢者福祉施策であり、1989（平成元）年の「ゴールドプラン」、1996（平成8）年の「新ゴールドプラン」に続く、平成12年度から5年間（～平成16年度）の高齢者福祉計画。

＝さ行＝

ジェンダー、ジェンダー・バイアス

男女の生物学的な「性（sex）」ではなく、社会や文化の中で作られた「女性はあるべき（女らしさ）」「男性はあるべき（男らしさ）」といった固定的な性差のことを「ジェンダー」といい、こうした通念や性別役割分業にとらわれた見方を「ジェンダー・バイアス」という。

女子差別撤廃条約

公式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、1979年の第34回国連総会において採択された。日本は1985（昭和60）年に批准した。女性差別を「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを害し又は無効にする効果または目的を有するものをいう」と定義している。

新エンゼルプラン

進展する少子化への対策として国が進めている児童育成施策であり、1994（平成6）年の「エンゼルプラン」に続く、平成12年度から5年間（～平成16年度）の重点的に推進すべき少子化対策の具体的な計画のこと。

ストーカー行為

執念深くつきまとい、人をつけ回して危害を加えること。その行為をする人を「ストーカー」という。

セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」と訳され、短く「セクハラ」ともいう。定義は「歓迎されざる、又は望まない性的言動」である。具体的には、歓迎されざる性的な口説き、性交渉の要請や、性的制服を着用させること、性的印刷物（例えば、ヌードポスター）の展示などが含まれる。職場の力関係や地位を利用して行われるものが多く、雇用における女性差別の典型例である。

＝た行＝

タウンモビリティ・ショップモビリティ運動

障害者や高齢者などにとって使い勝手のよいまちづくりを進めるため、商店街や店舗内での移動性を確保するための方策を整備していく市民・事業者・行政などによる運動。

ドメスティック・バイオレンス

広義には家庭内暴力。特に男性（夫、恋人など親密なパートナー）から女性への肉体的・精神的暴力。略語DV。

＝は行＝

ポジティブ・アクション

積極的差別是正策のこと。差別解消のためにとられる雇用や教育の場で女性・少数民族・障害者などに一定の枠を設ける政策のこと。

＝ま行＝

メディア・リテラシー

メディアからもたらされる膨大な情報を各人が主体的に読み取り、自己発信する能力のこと。高度情報通信技術が進展する社会においては一層不可欠である。

＝ら行＝

リカレント教育

OECD（経済協力開発機構）が提唱した生涯教育構想のひとつ。一度社会へ出た者への再入学を保障し、学校教育と社会教育を循環的にする教育。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

労働に関する法制度における規定

男女雇用機会均等法	- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇などについての女性に対する差別の禁止 - 母性健康管理の義務化 - ポジティブ・アクションの促進 - セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務
労働基準法	- 女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を解消 - 多胎妊娠における産前休業期間の延長
育児・介護休業法	育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限
パートタイム労働法	- 事業主が講ずべき雇用管理 - 国による職業能力の開発及び向上等に関する措置

登 録 番 号

(刊行物番号)

H12-13

狛江市女性行動計画 2001
—こまえ男女平等推進プラン—

平成 13 年 3 月 発行

編集・発行 狛江市市民部市民生活課
狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電話 03 (3430) 1111 (代)
FAX 03 (3430) 6870

R100
古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています

GBOOK00800



* GBOOK00800 *

狛江市役所 行政図書